

高松地方裁判所委員会（第35回）議事概要

1 日 時

平成29年11月20日（月）午前10時～午後零時

2 場 所

高松高等裁判所大会議室

3 出席者

（委員）有岡光子，岡克典，忽那ゆみ代，関谷利裕，竹内麗子，野崎勝美，平野美紀，
松井洋，三上孝浩，村上正敏（五十音順，敬称略）

（事務担当者）川村事務局長，五十嵐総務課長，三木総務課長補佐

（説明者）森實民事部総括判事

（オブザーバー）貝出民事首席書記官，佐野刑事首席書記官

4 議 事（■委員長，○委員，●説明者）

(1) 「専門訴訟について」に関する説明

森實民事部総括判事から，高松地方裁判所における専門訴訟に関する取組の説明を行った。

(2) 意見交換

○ 医療訴訟について鑑定人推薦委員会を設けているとの説明があったが，同委員会の委員には大学附属病院や公立病院の院長なども含まれているとのことであった。もし被告が大学附属病院や公立病院の場合でも同じメンバーで委員会は開かれるのか。

● 利害関係がある委員には外れてもらうことになる。推薦委員会は各地方裁判所に設置されているが，高松地裁の事件であっても高松地裁の推薦委員会から推薦されることに否定的な当事者もいることから，他の地方裁判所に推薦をお願いすることもできるし，最高裁判所から学会へ推薦依頼をすることもできる。公平性と中立性に疑いを抱かれないよう充分注意をして運用をしている。

■ かつては，鑑定を引き受けてもらえる医師を探すことに苦労した。鑑定人を探すために長期間を費やすこともあったし，ようやく鑑定を引き受けてくれる医師を見つけても，医師自

身が多忙であるなどの事情から鑑定書が提出されるまでに長期間を要することも珍しくなかった。このような事態を打開するため、先ほどの説明にあったような様々な工夫をし、東京、大阪などで医療事件を集中的に扱う部を作ったり、医療関係者とのコンタクトがとれるよう努力をしてきた結果、以前よりは改善されてきたと思う。しかし、これで満足すべきではなく、さらに工夫、改善を進める必要がある。

○ 私の職場に相談があった事案であるが、お子さんが多い父子家庭で、1人のお子さんが交通事故にあつて障害が残り、長期間裁判をしているとのことであった。長期間裁判をしていると、費用も嵩むなどいろいろな弊害があつて、他の子供たちへの影響も出てきているようである。裁判が長期化すると、当事者はもちろんだが、その周りの方々も苦勞するという印象をもつた。

■ 裁判が長く続くと、精神的な重圧も含めていろいろな負担があり、長期化は何とか避けたい。きちんと審理を尽くした上で質の高い判断をスピーディに出すためにはどのような工夫をすればよいかを常に考えている。専門訴訟は、我々に不足している専門的な知識を補うために専門家力を借りながら訴訟を進める必要があり、その方法を試行錯誤しながら進めている状況である。

○ 弁護士も、専門的な知見は持ち合わせていないため、相談を受けてもそこからどのように話を進めていけばよいか悩むことが多い。裁判所に提訴する前に、まずカルテを証拠保全して、膨大な量のコピーをとり、専門家に見てもらって意見を聞いた上、訴状を作成して提訴するという手順を踏むため、裁判所に持ち込んだときにはすでに長期間経過してしまっていることが多いというのが実情である。訴訟の場で相手方の主張を聞いても、専門的な知識がないため、どう反論すべきか悩むことも多い。以前、実際の医療訴訟において、医師から基礎的な知識について解説してもらったこともある。また、鑑定人については、当事者は利害関係がある学閥の医師以外を希望することが多く、鑑定人の選任にかなりの時間を要するし、鑑定にも時間がかかるため、事案によっては相談から解決までに10年かかるものもあつた。弁護士としても大変苦勞しているのが実情である。

また、建築関係の紛争で一番苦勞するのは、施主側の感情に配慮することである。弁護士としては、訴訟を早く終わらせる方が当事者にとってもよいだろうと思つて進めようとしても、施主にとっては思い入れのある家のことであり、簡単には進められないことが多い。

■ 学閥については、都会なら大学もたくさんあるので、比較的対処が容易かもしれないが、高松地裁の実情はどうか。

- 特定の大学の出身者は避けてもらいたいとか、過去に同じ病院で勤務したことがある医師は避けてもらいたい等の意見が出されることはよくある。鑑定人推薦委員会では、そのような意見があった場合には、希望に沿うように推薦者を選出している。

- 専門訴訟においては、訴える側である個人と訴えられる側である病院又は建設会社とは資力等の格差が大きく、訴訟が長期になればなるほど、力のある訴えられる側が有利である。そのため、訴える側としては、途中で挫折して意に反した和解をしてしまうこともあるのではないかと思う。

また、昨今の報道等によると、医師は多忙を極め、残業も膨大なものとなっており、とても鑑定を引き受ける余裕がないのではないのか。そうすると鑑定人の負担軽減についても検討が必要ではないか。

さらに、海外で医療トラブルに巻き込まれた場合など、どのようにして訴訟を提起すればよいか分からないのが正直なところであり、そのような事態になった場合に相談できる機関を作ることも必要ではないか。

- 専門委員は裁判所で選任するので、当事者に経済的な負担はなく、訴えを提起する側も、専門委員の説明を聞きながら訴訟を進めることができる。鑑定を実施する場合には、一定の費用が必要になるが、資力のない方は、法テラスの制度を活用したり、場合によっては訴訟救助の制度を利用して、一定期間支払の猶予を受けることも可能である。

鑑定人の選任方法については、かつては鑑定人を探すことに大変苦労したが、現在は、裁判所が主催する医事関係訴訟連絡協議会において医師と法曹関係者とが様々な意見交換を行っており、医学界も、正しい医療を進めるためには医師側の助力が必要であるとの認識が全国的に広がっていて、推薦委員会の推薦があれば引き受けていただけることが多くなっている。

海外での医療トラブルについては、日本の裁判所の立場で何か申し上げるのは難しい。

- 医療機関としても今後の医療の在り方をより良いものにしていくためには、正しい判決がされる必要があり、そのためには自分たちが裁判に協力しなければならないという意識が広がっていると思われる。

- 医学部の学生と法学部の教員、弁護士との間で法と医療という授業を行っているが、医学部の学生の関心は、どうすれば訴えられないようにできるのか、といったことばかりである。医療事故で訴えられる報道も多くあり、医学部の学生は法律関係者を敵対視しているかもしれないと思っていたが、訴訟に協力的な医学界の方もいることに安心した。

鑑定人をなかなか引き受けてもらえない理由として、鑑定書を提出した後、鑑定人尋問において人格攻撃とも思えるような尋問を受けることに対する抵抗があったのではないか。

- かつてはそういうこともあった。しかし、現在は、鑑定人に対してはそもそも尋問をしないというのが主流になっており、鑑定書に疑問がある場合には、書面で補充の意見を回答してもらおうようにしている。

- 刑事事件を取り扱う検察庁の立場でも、検察官の専門化に取り組んでいるところである。医療過誤事件の場合には、一定期間病院に張り付いて、少しでも現場のことを知るという試みを実施している。また、医療過誤事件の場合は、裁判の長期化だけでなく、捜査の長期化も問題である。専門的な事件は、その分野の知識が不足しているため、捜査段階でも長期間を要することがある。また、専門的な知識が不足しているために間違った判断をしてしまう可能性もある。そのようなことから、専門家との連携は重要であると認識しているし、法律家自身が専門性を高めることも重要である。

- 専門家の知恵を拝借することはもちろん重要であるが、法律家自身もある程度の専門知識を身に付ける努力をすることが必要である。そこで、裁判官が実際に医療の現場で手術を見せてもらうといったこともやっている。

また、専門訴訟は、医療、建築に限るものではなく、システム開発など、種々のものがあるので、様々な分野で専門家と連携していく仕組みを構築していかなければならないと考えている。

- 医療訴訟において原告勝訴の割合はどの程度か。
- 勝訴率のデータはないが、和解率は一般の事件よりも高く、その中には原告勝訴を前提とする和解も含まれている。
- 刑事公判では、書面審理から脱却し、人を呼んで調べる方を推進している。裁判員裁判においても鑑定書を全員で読むようなことはなく、鑑定人を証人として尋問することを検討していただくことになる。鑑定人に対して人格攻撃をするような尋問は少ないという実感である。おそらく公判前の段階で争点を検討し、検察側、弁護側が個別に医師に意見を聞き、公判で主張すべきかどうかの判断がされているためであると考えられる。
- 新生児の医療事故において、子どもに障害が残った場合、感情として両親はやりきれない思いがあり、そのため、両親からすればなかなか割り切れず、時間がかかってしまうことがあると思われる。感情面で前向きになるには時間がかかるということをご理解いただきたい。そういう意味でも、専門委員は大変重要である。例えば、カウンセラーのような方がいて、

原告側の気持ちに寄り添うようなことができれば、納得できる時期も早まり、その結果、解決も早まるのではないか。

- 医学部の学生がどうしたら訴えられないかということを考えているという話を興味深く聞かせてもらった。訴えられないようにするためには、結局は正しい治療をすることであると思う。

裁判所が正しい判断をすることで医学、建築の分野に好影響を与えることも理解でき、裁判所が正しい判断をするために専門家の力を借りることが重要であること、そのための方策に裁判所が苦勞していることもわかった。

今後も、それぞれの立場で意見を出し合って機運を醸成していくこと、法曹界と医学会との連携をさらに深めていくことで、将来はさらにより状況になるのではないかと期待している。

5 次回予定

平成30年5月29日（火）午前10時から2時間程度

（場 所）高松高等裁判所大会議室（6階）

（テーマ）「犯罪被害者保護制度について」